

## 令和6年第3回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和6年3月21日（木）
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 N502会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字  
委員 小野 聡子 委員 高田 彩  
委員 大井 知教
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 中野 裕夫  
生涯学習課長 水越 森蔵  
文化財課長 武田 健市  
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐藤 良彦
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 (1) 議案第4号 令和6年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について  
(2) 議案第5号 多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則について  
(2) 議案第6号 職員の人事について  
日程第5 その他

## 教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和6年第2回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「はい。」という声あり。)

## 教育長

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

### 日程第2 議事録署名委員の指名について

## 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、林委員、大井委員を指名いたします。よろしくお願いします。

### 日程第3 諸般の報告について

#### － 事務事業等の報告 －

## 教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いします。教育部長。

## 教育部長

それでは、資料の1ページをお願いします。諸般の報告でございます。

令和6年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに、教育総務課関係です。

2月6日から3月7日まで31日間の会期で開催された「令和6年第1回多賀城市議会定例会」が閉会し、教育委員会関係議案を含め提出された議案はすべて可決されました。

3月18日、「市議会全員協議会」が開催され、教育長、教育部長等が出席しました。

3月19日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市で開催され、教育長が出席しました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月9日に中学校で、3月15日に小学校で、4年振りに新型コロナウイルス感染症拡大前の形により執り行いました。

令和6年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校ともに4月8日に執り行う予定です。

続いて、生涯学習課関係です。

3月8日、社会教育委員会議を開催し、教育長、生涯学習課長が出席しました。

3月12日、図書館運営審議会を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月2日、3日の2日間、「文化センターまつり」を開催しました。「展示部門」で16団体、舞台部門で12団体が参加し、延べ684名が来場しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、1ページ下段から4ページ中段にかけて記載の別表のとおりです。

最後に文化財課関係です。

3月15日、国の文化審議会から多賀城碑を国宝に、市内遺跡出土の漆紙文書・木簡を重要文化財に指定する旨の答申を受け、宮城県知事及び多賀城市長が共同で報道発表を行いました。

4ページをお願いします。下段でございます。令和6年3月21日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

## 教育長

それでは、ただ今の報告について質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

## 教育長

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

## 日程第4 議 事

### 議案第4号 令和6年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標 について

## 教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、「議案第4号 令和6年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について」を議題といたします。内容につきましては、各課長等から説明をいたします。

## 教育部長

それでは、資料5ページをお願いします。

はじめに、

## 生涯学習課長

11ページをご覧ください。見え消しでご説明します。11ページの1「学校家庭地域の連携による教育力の向上」についてご説明いたします。変更箇所は朱書きなどになっておりますのでご確認いただきたいと思います。

この分野につきましては大きな変更はございませんが確認させていただきます。子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域など多様な主体がそれぞれの特性、能力を生かしながら互いを尊重しつつ対等な立場で協力し合い、ともにその環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

地域学校協働本部と学校運営協議会コミュニティスクールですけれども、両輪として地域と学校のより一層の協働を進めることで、学校と地域住民が目標とビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校づくりを目指すものでございます。そのための施策としては記載のとおりでございます。特に大きな変更はございません。

## 学校教育監

続いて「重点目標2 学校教育の充実」についてご説明いたします。

朱書き部分がほとんどなのですが、項目全体を整理して改めた形になります。それだけ学習指導要領が29年に出来てから4年間たつんですけれども、日本型令和の教育として少しずつ変わってきています。それを取り入れた形であると考えてください。

まず11ページから12ページの中段の箱囲み前までは、令和5年度は知育、徳育、体育の3つの力を養うために、学びの質の向上、不登校対策、特別支援教育の充実、学校施設・学校環境の整備、そして地域とともにある学校づくりを中心に記載しておりました。

令和6年度は、子供たちが大人になる10年後、20年後の社会を、子供達が生き抜く力を育成することを主眼に、納得解を生み出す課題解決の力の育

成、デジタル社会に順応し、デジタル技術を活用できる力の育成を掲げて、一斉授業を改めて学習指導の意識改革と学校が目指す教育の家庭・地域への発信に取り組み、よりよい未来の作り手になれるような施策を展開することを中心に記載しました。

その施策の方針を箱囲みの「未来に向かう学びの基本方針」として、1点目「一人一人が夢中になり、没頭できる授業づくり」、2点目「心理的安全性のある学校づくり」、3点目「デジタル・シチズンシップの授業づくり」の3点を掲げました。

続いてその具体的な施策として、令和5年度は(1)の「確かな学力の育成」を、令和6年度は、「未来を生きる確かな学力の育成のための授業改革」と変更し、ア「評価基準の共有と児童生徒への目標としての提示」、イ「客観的に把握した事実に基づいた授業改善」をはじめ7点を。(2)の「豊かな心の育成」ですが「未来を生きる豊かな心の育成」に変更し、ア「児童の心理的安全性の実現」、イ「一人にせずチームで取り組む生徒指導の徹底」をはじめ5点、(3)の「健やかな体の育成」は、ア「感染症に対する理解」と「主体的な感染予防習慣の徹底」をはじめ4点、(4)の「教育環境の保全と運営」は、ア「地域とともにある学校を目指す学校運営協議会の設置」、イ「各種支援員との適切な連携体制の確立」をはじめ8点を掲げました。

以上、学校教育の充実の令和6年度の説明を終わります。

## 生涯学習課長

続きまして15ページ、3の「生涯学習の推進」でございます。社会環境が大きく変化する中であって、社会環境が大きく変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切です。そのため、生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの社会教育施設においては、市民が学び、また、それを通じて交流する場としてふさわしい管理を行ってまいります。

また、多様な学びのニーズに対応した学習メニューを用意するとともに、利用者が自らの課題に気づき、解決する学びを支援することにより、その学習成果を適切に生かすことのできる知の循環型社会の形成を推進してまいります。

社会教育施設は指定管理に出しているところが多いものですから、指定管理者制度を導入している生涯学習施設においては、民間企業や地域の市民団体の強みを生かし、「学び」の深化を目指すものでございます。

このために行う施策については、15ページ下段から16ページにかけて記載のとおりでございます。

また、生涯学習施設の運営の(3)の「文化センターの改修事業」につきましては、今年度で完了いたしますので、記載を削除しているという状況でございます。

次に、4の「スポーツの振興」でございます。市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動を促進し、多種目・多世代・多目的で作る市民スポーツ社会を実現します。そのため、総合型地域スポーツクラブとの連携・協力により、多様なスポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流をとおして、活気あふれる元気なまちづくりを推進してまいります。

施策については記載のとおりでございます。

## 文化財課長

続きまして、重点目標5、「文化財の保存と活用」でございます。令和5年度から変更となるのは、2段落目の赤で記載しております一般公開の部分です。

南門周辺の地形修復工事が令和7年3月までの工期となりましたことから、令和6年度の一般公開から、令和6年度の事業完了という形に改めるものでございます。

その他の項目につきましては、朱書きで示しました表示記号の変更以外は令和5年度からの変更はございません。

令和6年度も引き続き、郷土の貴重な資産であります文化財の保護継承と、関係部署との連携のもと整備事業を推進するとともに、歴史及び文化財の活用を図ることで、市民が本市の歴史を身近に感じられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で文化財課の説明と併せて、令和6年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標についての説明を終わらせていただきます。

## 教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がありましたらお願いします。林委員。

## 林委員

7ページの(1)のイですが、「子どもたちの学びの状況を客観的に把握した事実」に基づいた授業改善。この客観的に把握した事実はどうやって示すのでしょうか。

## 学校教育監

テストの点数だけではなくて、子供の生活充実感調査の結果や日々の生活を通して、学級の中でどのような位置にいるかなどを通して相関的に捉えたいと思っております。

なぜこのようなテストの結果となったのかなどデータ分析して、それを授業に生かしていくということになります。

## 林委員

はい、ありがとうございます、それは学級のデータになるんですか。それとも個別のデータを全員分作るということですか。

## 学校教育監

個別データと、学級全体のデータとなります。自分がどういう立場にいるという生活充実感調査では、「自分がとても先生と仲がいい」とか、「友達との付き合いが悪い」というのがありますが、そういうものを把握することもできます。

## 林委員

はい、ありがとうございます。これは外部には公表しないものですか。例えば、保護者が今うちの子どうなってるのかと言ったら、こうなってますっていう、そのような資料なのか、それとも学校の中だけのですか。

## 学校教育監

全国学力調査と学力向上マネジメント調査の結果については、子供たちを通じて保護者にも返しています。生活充実感調査については、校内でのみ管理している情報です。

## 林委員

はい。わかりましたありがとうございます。

## 大井委員

生活充実感調査は、タブレットでやっていますよね。

## 学校教育監

全国学力調査や生活充実感調査についてはタブレットを使う流れになっております。

## 教育長

よろしいでしょうか。はい。小野委員。

## 小野委員

学校教育の充実のページについて、教育委員会の方で考えて、子供たちの本当の意味での学びを作り出そうとしていると感じます。

7 ページの二段落目「学校現場ではこれまで磨き上げてきた指導スキル……。」から「新しい学びの理解が十分ではなかったりする授業も散見され」と書いてあり、本当だなと思いました。これは、先生たちの気づきのために書いたということですか。

#### 教育長

先生たちに気づきを与えるためにあえて書きました。

#### 小野委員

先生たちが気づき、新しい学びをしたいと思えるようなものになるといいなと思います。

#### 教育長

今まで行っていた一斉授業については、必要な事でもあり、先生の培ったスキルは素晴らしいものがあると思いますが、その固定化した考えから抜けることも必要です。子供たち主体の授業の割合を増やす新しい学びについて考えさせるためにあえて書かせていただきました。

#### 教育長

そのほかございますでしょうか。小野委員。

#### 小野委員

8 ページの3の「生涯学習の推進」ですが、多賀城市では力を入れていると感じています。

多賀城市には東北歴史博物館のような県の施設もありますが、歴博との連携は、生涯学習の推進に含まれていますか。10 ページの(3)の文化財の推進の中に、子供たちの体験学習の機会や市民が文化財に触れる機会の充実がありますが、県の施設との関わりもありますか。

#### 文化財課長

歴史的な体験学習の機会というのは、城南小学校を対象にした特別史跡を活用した体験などをイメージしております。市民が歴史に触れる機会も市の文化財が関係するところでもあり、宮城県の博物館や調査研究所とそちらと連携しながら進めているところでございます。

#### 小野委員



歴史博物館で各種イベントをやっていますが、ある方から「市内の子どもたちにイベントを体験させることは、授業の中でできませんか」と聞かれました。県などと連携して体験学習を推進していただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

### 文化財課長

はい。宮城県の博物館と研究所と文化財課、埋文センターで連絡協議会というものを年3回から5回程度行っております。

その会議の中でいろんな情報交換を行っており、小野委員の体験学習の話も取り上げてみたいと思います。

### 小野委員

よろしく願いいたします。

### 教育長

多賀城創建1300年の記念の年となり、秋に歴史博物館で多賀城展が開催されますので、授業で使えないか校長会でも打診しています。

### 高田委員

歴史博物館のプログラムとして、市内の小学生の授業を行っておりますか。県が担当しているかと思いますが、教育委員会として何か把握しておりますか。

### 教育長

コロナ前において埋蔵文化財調査センターで授業を行う学校は結構ありました。コロナが5類になり、中止していた埋蔵文化財調査センターで授業を行う件数は増えております。歴史博物館は県の施設でお金がかかるため、実施しておりません。

### 高田委員

歴史博物館で文科省関係のプロジェクトがある時、市内の小学生が参加している様子を資料で拝見しておりましたが、授業ではなくプロジェクトのための参加ですね。

ところで、授業でICTの情報リテラシー関係をどの程度行っておりますか。低学年でもわかりやすい著作物の扱いなど早い時期から、授業に含んで学習していく必要があると感じています。

### 学校教育監

情報リテラシー関係は、小学6年生でこのレベルの力を育てるという目標を設定し、それに合わせ低学年から段階的に学習させていきたいと思っております。

#### 高田委員

AIを活用したものが、当たり前ツールとして入ってくる中で、低学年から学習ができるようお願いいたします。

#### 学校教育監

ありがとうございます。情報リテラシーについては、デジタルシチズンシップとして、低学年から学べる教材があり、各学校に配布をしております。

先生たちへの研修も実施しており、教材に基づいた学習をカリキュラムの中に入れるよう進めていくこととなります。

#### 高田委員

デジタルメディア化が進む中、知的財産の扱いは慎重にすべきところからも理解しています。

#### 教育長

それについては、宮城教育大学の力を借りながら、第二中学校で先進的にやる形で考えております。

他にございますか。よろしいでしょうか。小野委員。

#### 小野委員

発想の転換ができてない教員がたくさんいると感じています。新しい発想による指導について本音を聞かせていただきたい。

#### 学校教育監

学び続ける教師でなければ学び続ける子供が育ちません、マイナスの面を話すと、新任の時に勉強したことを未だに続けている先生方も少なくありませんので、その先生方のために、やはり研修というものを位置づけていきます。

研修が負担にならないよう、働き方改革をしながら、研修の時間を取り、一つ一つ教えている状況です。

指導主事訪問も国語と算数など、固定されている状況であり、理科、社会、実技は見る機会も少なくなっています。指導案を書く先生も固定されている部分があります。

考えが固定化にならないよう、教員の意識の改革が必要で、学力向上と並行して先生への指導も行っており、全体研修会を年に2回、3回とやりながら、取り組み意識を変えていこうと思っております。

## 教育長

私の個人の感覚ですが、教員の意識の改革には五年かかると思っております。

先日岩沼小学校に研修に行った若い教員たちがいましたが、指導のやり方に相当刺激を受けてきたようで、自分たちで勉強会を始めた人もおります。

それから、学力テストで力を伸ばした先生たちが各学校におりますが、その先生たちが一体どういう取り組みをしたかインタビューし、生活充実感テストと比較したところ、友達関係がいいクラスの学力が伸びてる場合が多いため、その先生たちがどういったところに配慮して勉強をしているのかを聞いた上で、いいところを広める活動を来年していきたいなと思っております。

## 高田委員

ここでいう個別最適な支援といった時に、できる子がタブレットの質問を自身の探求心で先に進んでいっても良しとしているのかお聞きしたいと思います。

## 学校教育監

A I型ドリルで、その子の力に合わせた問題を分析し、選んで最適な問題を作ります。他にも問題データベースに基づき、教員がその子に合った問題を提示し、先に進んでる子はそのまま進め、四年生でも二年生の力しかない時は基本能力に合わせています。

説明時間が45分で、そのうち30分ぐらい一人でしゃべってる先生がいますが、そのやり方ではなく、子供の活動する時間をきちっと取るように、そして個々の差に合わせて進めるようにしております。

## 高田委員

授業スタイルが把握できておりませんが、先生がドリルをチェックして、児童たちはわからないところあったら挙手して各自質問するみたいな感じでしょうか。

## 学校教育監

先生が教えたり、あとは友達同士で教え合ったり、協働で学び合ったりしています。先生による個別最適な授業と、友達同士で行う共同的な授業により二つがクロスしながら進んでいくようになっていきます。

### 教育長

全部のコマが全部同じではありません。ある程度教えるっていうこともありますが、岩沼小学校の授業では、地震はどのようにして起こるかみんな調べ、後はみんなが進める授業もやっていて、自分自身でタブレットで調べ、最後に発表するところでまとめるなど、様々な形で進めています。

### 高田委員

算数とか英語とかはどういう形でやっていますか。わかる子どもは自分で先に進んでいってもいいのでしょうか。

### 学校教育監

算数も英語の場合もやはりそれぞれ一つ一つやっていく形ですが、コミュニケーションを取る事を前提にして進めておりますので、先に進んだとしても一緒に楽しく体を動かしながらやっております。

### 小野委員

英語だと、英語を使っているいろんな場面を子どもたち同士で作りに上げてやっています。

### 教育長

例えば、道案内をどういうふうにしてみようかとか、どう話したら伝わるかなど工夫して子どもたちが考えたりしています。

### 小野委員

授業見てみたいですね。

### 教育長

授業を見に行っても、見に行かなくても今はオンライン授業があります。今は勉強する方法もだいぶ多様化していて、先生たちも多様な勉強をしています。

### 高田委員

各自が自分で考えて時間を有意義に過ごせたらいいなと思っています。

## 学校教育監

そうならば大変有効だと思いますね。

## 教育長

その他、何か質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 教育長

それでは質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 教育長

異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

### 議案第5号 多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則について

## 教育長

次に、議案第5号「多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明いたします。

## 生涯学習課長

資料 19ページをお願いいたします。

議案第5号「多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則」についてです。この改正は、市内の公共施設について、インターネットから空き状況を確認したり、利用予約したりすることができる「公共施設予約システム」を令和6年4月1日から新たなものに更新するに当たりまして、施設の使用申請書や許可書といった様式を変更するため、規則の一部を改正するものです。

今回の改正は、教育委員会が所管する3施設に関するもので、20ページ記載の第1条で「多賀城市公民館管理規則」を、25ページに記載の第2条で「多賀城市民会館条例施行規則」を、30ページに記載の「多賀城市体育施設条例施行規則」をそれぞれ一部改正するものでございます。

改正内容につきましては資料 3 7 ページの新旧対照表で説明しますので、宜しく願いいたします。ページ左側が改正後の規則、右側が現規則を記載しています。3 つの規則の一つ目として、公民館管理規則の一部改正です。

まずは、ページの一番下、下部の様式第 1 号から様式第 4 号までを次ページ以降に記載のとおり改正することとしています。第 5 条では、様式の改正に伴い、様式第 2 号の名称を「使用許可書」から「使用許可書兼納入通知書」とするものです。

具体には、次のページ 3 8 ページ、3 9 ページをお開きください。様式第 1 号の改正でございます。

見開きの右側、上部に旧と書いている方が現在の様式で、左側、新と書いている方が改正後の様式です。

記載する内容は新と旧で過不足ないものとなっておりますが、デザインが変更となっていると御理解いただければと思います。

次の 4 0 ページ、4 1 ページをお願いします。様式第 2 号ですが、使用許可書に加え、施設を利用する際の使用料を記載し、納入通知書と併せて様式を変更したものでございます。

4 2 ページから 4 5 ページに記載の様式第 3 号及び様式第 4 号も同様の改正でございます。恐れ入りますが、3 7 ページにお戻りください。

ページ中段の第 1 2 条に、「この場合において、免除する額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。」としています。

これは、使用料を減免したときに 1 0 円未満の端数が生じた際の調整を決める規定でございます。

例えば、中央公民館の使用料が 9 5 0 円となった場合に、減免が社会教育団体の場合、5 割となります。5 割減免すると、減免額は 9 5 0 円を 2 で割った 4 7 5 円となるのですが、この場合、端数処理をどのように扱うかを明確にするため、減免額の 1 0 円未満を切下げて、減免額を 4 7 5 円から 4 7 0 円にするという規定でございます。

これが、公民館管理規則の大きな改正でございますが、以後、先ほど説明しました第 2 条の市民会館、第 3 条の体育施設の規則についても、公民館と同様に様式変更を中心に改正を行うものです。

最後に、資料 3 6 ページをお開きください。

施行期日ですが、この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

また、経過措置として、すでに施設などで印刷している更新前のシステムの様式についても、一定期間有効とする扱いを定めるものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。林委員

**林委員**

この申請は、全部ネット上で完結できるようになっているのでしょうか。

**生涯学習課長**

ネット上でもできますし、紙でも申請できます。ネット上で予約しまして、お金の納入が伴うので、結局は一回窓口に来てもらうことになるのです。その時に本申請という形になるということです。

**林委員**

分かりました。

**生涯学習課長**

今のところは現金での納入ということになります。振込みでということ  
です。

**林委員**

カード決済とかは入れてない。現金か振込ということですね。

**生涯学習課長**

文化センターですと振込み。これもいろいろありまして、だいたい公共施設利用者がほぼ全てですが、なので会計を預かっている方が皆さんからの会費から払うということになるので、利用者側がカード決済というところにかかないということがあります。体育施設の午前中のみ200円とか、個人利用の場合はその可能性があるのですが、今のところ費用と利用者のバランスを見た時に、まだ導入までに至っていないのが現状です。

**林委員**

はい、ありがとうございました。

**教育長**

その他、ございませんでしょうか。よろしいですか。小野委員。

**小野委員**

資料38ページの使用許可申請書の中に、下の方に使用料と記載してあって、この使用料は10円未満切り上げで普通は切り上げられるのですか。

### 生涯学習課長

使用料は10円未満切り上げで、減免額が切り下げということで、同じことになるのですが、少し分かりづらいですね。

### 小野委員

意味が分かりました。ありがとうございます。

### 教育長

その他、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

### 教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第5号について、御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

### 教育長

それでは、質疑がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定します。

## 議案第6号 職員の人事について

### 教育長

それでは、議事に入りますが、本日の議案第6号は人事案件であります。秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

### 教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。それでは、関係課長以外は、退室をお願いします。

<学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 退室>



## 教育長

それでは、議案第6号「職員の人事について」を議題といたしますが、事務局より資料の配付をお願いいたします。

(事務局より委員へ資料配布)

それでは、議案第6号「職員の人事について」を議題といたします。事務局より資料の配付をお願いいたします。

(事務局より委員へ資料の配付)

## 教育長

ただいまお配りした資料は、後ほど回収いたしますので、よろしくお願いたします。それでは、内容につきましては、教育部長から説明をいたします。教育部長。

## 教育部長

それでは、議案第6号「職員の人事について」ご説明いたします。このことについて、お手元の別紙のとおり発令するものです。

これは、令和6年4月1日付け人事異動により、教育委員会から他の部局に出向、あるいは教育委員会内で転任となる管理職の職員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定に基づいて教育委員会の議決を求めるというものでございます。

本日配付しましたこちらの資料、人事異動内示と書いた資料をご覧くださいければと思います。

まず、資料の見方でございますけれども、中央に太い線がございますが、こちらの太線から左側、こちらが現在教育委員会に所属している職員で令和6年3月31日付け、あるいは同年4月1日付けで人事異動の対象となった者を記載しているものでございます。左から職名、所属、氏名、異動区分発令事項となっております。

これに対して中央の太線から右側、こちらは4月1日に新たに教育委員会内に配属、または、教育委員会内で配置換えとなる職員を記載したものでございます。

それでは、一番上の段をご覧くださいと思います。まず部長級職員の内容でございますけれども、理事学校教育監事務取扱の佐藤英樹は本年3月31日付けで依願退職となります。その後任としまして、右側をご覧くださいと思いますが、石田隆幸を新規に採用するというものです。

続いて、次長級の人事でございますけれども、事務局次長教育総務課長事

務取扱の麦嶋潔は市長部局へ出向となります。その後任としまして、現在市長部局の保健福祉部次長社会福祉課長事務取扱柴田光起が新たな事務局次長教育総務課長事務取扱として転任するというものです。

続いて課長級の人事ですが、指導主事東灘邦祥が本年3月31日付けで依頼退職となり、その後任で、佐藤拓也を新規に採用するものです。

続いて学校給食センター所長の佐藤光彦が市長部局へ出向となります。その後任として、現在、都市産業部都市計画課参事都市計画課長補佐事務取扱都市計画係長事務取扱の槻田光吉が転任するものです。

続いて、事務局生涯学習課長の水越森蔵は市長部局へ出向となります。その後任として、現在、中央公民館長の松田直樹が配置換えとなります。

最後に、山王公民館長の湯本久美子が中央公民館長に配置換えとなりますので、その後任として、現在、議会事務局参事議会事務局長補佐事務取扱総務係長事務取扱の高橋洋之が転任となるものでございます。

説明は以上です。

## 教育長

ただいまの説明について質疑はございますでしょうか。

(「ありません。」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、これより採決に入ります。議案第6号について、御異議ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

## 教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定いたします。事務局より資料の回収をお願いします。

(事務局より委員から資料の回収)

## 教育長

それでは、関係課長に入室願います。

<学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 入室>

## 日程第5 その他

## 教育長

次に、その他に入ります。

## 教育長

各委員等から特に議題としたい事項等がありましたら、お願いいたします。

それでは、市内所在文化財の国宝・重要文化財指定に係る報告について、文化財課長からお願いします。

## 文化財課長

皆様のお手元に文化庁の報道発表資料をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

過日、委員の皆様にはご連絡差し上げたところでございますが、先ほども諸般の報告で申し上げましたとおり、文化審議会から文部科学大臣に答申がございまして、多賀城碑が国宝に、漆紙文書と木簡が重要文化財に指定されることになりました。また、併せて宮城県所有の多賀城跡出土品についても重要文化財に指定されることとなりました。

正式に国宝、重要文化財として指定されるのは、官報告示で半年後となる予定で、この官報告示を受けてとなりますが、今回指定を受ける4件を含めると、狭い市域の多賀城市の中で、国指定の文化財として国宝が1件、重要文化財が5件、特別史跡が1件、名勝が1件、合わせて8件、点数で申し上げますと740点の文化財が国の指定を受けていることとなります。今回指定を受けました本市の文化財に関する概要につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、多賀城市内には今申し上げました文化財以外にも多くの文化財がございますので、これを国宝や重要文化財と同じように、合わせて広く活用して、市民の皆さんに益々多賀城の歴史、文化的な価値というのを知っていただく機会を増やしていきたいと思っております。

国宝及び重要文化財指定に係る報告は以上になります。

## 教育長

何かこの件に関して質問はありますでしょうか。林委員。

## 林委員

国宝に指定されたことで、変に注目されていたりなどされるということは余り考えたくないですが、仮にそうなった場合はどうなるのかとか、そうならないためにはどうしたらいいのかということは、そういう方がいないことを祈るのですが、対策がゼロではそうなった際に「何も対策をしていなかったのですか」と言われてしまうので、そうならないようにしておかなければ

ばと思うのですが。

### 文化財課長

現在行っている南門復元工事の中で監視カメラと炎感知器は設置することになっています。ただ、実際は林委員がおっしゃたように、そもそも覆屋に近づける場所でもあるので、結局は事後の対応でしかなくなるのですね。やった人を特定するとか、そう言ったことでしかないものですから。

20年前に重要文化財に指定され、その時も非常に注目を集めたのですが、幸いなことにそのような方はいなかったのです。

### 林委員

カラーボールを投げられたり、ペンキなどを付けられた後で残念でしたでは、ちょっとどうなのかなと思うので、アクリル板を設置するなど対応は必要でないかと思います。

### 文化財課長

宮城県を含め、文化庁ともどんな形で安全を確保するとか、また、そのままの状態で管理するかなのですが、ただ、アクリル板を置くと湿気っぽくなって、少しカビが生えてしまうこともあるので、その点を留意しながら検討しなければならないということです。今後、文化庁と相談してみたいと思います。

### 教育長

その辺は検討課題として今後進めていきたいと思います。その他ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

### 教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和6年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐藤 良彦

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和6年4月24日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印